

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

- ※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。
- ※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
- ※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
 - ① 住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。
 - ② **自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。**

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月25日
 広島地方裁判所民事第4部
 裁判所書記官 早 志 英 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月10日 午前 9時00分から 令和 8年 6月16日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月19日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 9日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月23日 午前 9時00分から 令和 8年 6月23日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月25日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 広島市西区南観音町 |
| | 地 番 | 16番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 127.50平方メートル |
| 2 | 所 在 | 広島市西区南観音町16番地2 |
| | 家屋 番号 | 16番2の2 |
| | 種 類 | 共同住宅・事務所・車庫 |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根6階建 |
| | 床 面 積 | 1階 95.04平方メートル
2階 84.08平方メートル
3階 84.08平方メートル
4階 84.08平方メートル
5階 84.08平方メートル
6階 24.19平方メートル |



物件明細書

令和 8年 3月 6日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 新谷 志保

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

【物件番号2】

(1) 賃借権

範囲 101号室

(別紙建物間取図記載の玄関, スタジオ, 事務室, 廊下, 洗面, トイレ部分)

賃借人 B

期限 定めなし

賃料 月額47,619円

賃料前払 1か月分

敷金 150,000円(売却基準価額は、左記敷金の返還義務を考慮して定められている。)

上記賃借権は最先の賃借権である。

(2) 賃借権

範囲 202号室

賃借人 B

期限 令和8年2月14日まで

賃料 月額55,000円

賃料前払 1か月分



敷金 なし

上記賃借権は最先の賃借権である。期限後の更新は買受人に対抗できる。

(3) 賃借権

範囲 301号室

賃借人 C

期限 定めなし

賃料 月額32,000円

賃料前払 1か月分

敷金 64,000円（売却基準価額は、左記敷金の返還義務を考慮して定められている。）

上記賃借権は最先の賃借権である。

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

株式会社エーシーエヌ（302号室・402号室・503号室）、D（401号室）及びE（502号室）が占有している。同人らの賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

その他の部分（101号室を除く1階部分・201号室・303号室・403号室・501号室・601号室）を本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

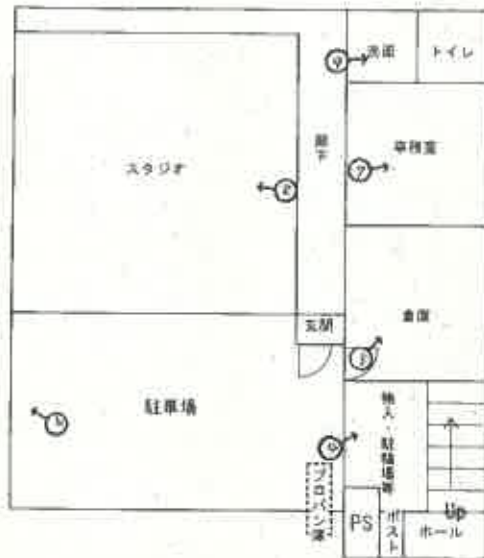
- | | | |
|---|-------|----------------|
| 1 | 所 在 | 広島市西区南観音町 |
| | 地 番 | 16番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 127.50平方メートル |
| 2 | 所 在 | 広島市西区南観音町16番地2 |
| | 家屋 番号 | 16番2の2 |
| | 種 類 | 共同住宅・事務所・車庫 |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根6階建 |
| | 床 面 積 | 1階 95.04平方メートル |
| | | 2階 84.08平方メートル |
| | | 3階 84.08平方メートル |
| | | 4階 84.08平方メートル |
| | | 5階 84.08平方メートル |
| | | 6階 24.19平方メートル |



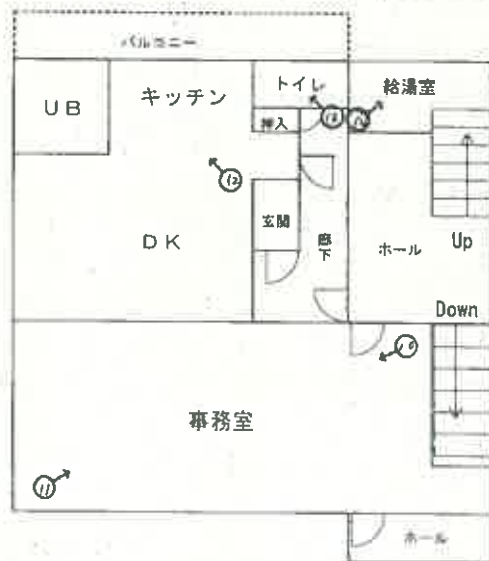
建物間取図（見取図）

令和7年（ケ）第94号

物件1・2



1階



写真撮影位置・方向
数字は写真番号

2階



令和 7 年(ケ)第 94号
令和 7 年 8月 1日受理
令和 8 年 2月 6日提出

現 況 調 査 報 告 書

(物件1、2)

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 世 良 教 生

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------|
| 1 | 所 在 | 広島市西区南観音町 |
| | 地 番 | 16番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 127.50平方メートル |
| 2 | 所 在 | 広島市西区南観音町16番地2 |
| | 家屋 番号 | 16番2の2 |
| | 種 類 | 共同住宅・事務所・車庫 |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根6階建 |
| | 床 面 積 | 1階 95.04平方メートル |
| | | 2階 84.08平方メートル |
| | | 3階 84.08平方メートル |
| | | 4階 84.08平方メートル |
| | | 5階 84.08平方メートル |
| | | 6階 24.19平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	広島市西区南観音町19番8号	
土地	物件 1	
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地（物件1） <input type="checkbox"/> 公衆用道路（物件 ） <input type="checkbox"/> （物件 ）	
形状	<input checked="" type="checkbox"/> 公図（法第14条第1項地図）のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>	
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者（A） <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	本件土地は、その南側が道路（国道2号線）に接面している（22番の土地は建設省所有名義）。	
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる（ <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物） <input type="checkbox"/> 種類： <input type="checkbox"/> 構造： <input type="checkbox"/> 床面積：	
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 種類： 構造： 床面積： }	
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者（A） <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を 住居等 として、使用している <input checked="" type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日 }	
土地建物の位置関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用 (多占))

占有者及び占有権原								
物件 番号	占有範囲 占有者	占有 状況	関係人の陳述/提示文書の要旨、執行官の意見 等					
			占有開始 現在の契約	占有 権原	貸主	更新 種別	賃料 敷金等	特約等 その他の陳述等 執行官の意見
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 101号室 B	<input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input checked="" type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	平16.3.1 自 令7.3.1 至 期限の定め なし	<input type="checkbox"/> 所 <input checked="" type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input checked="" type="checkbox"/> 法	■月 □年 47,619円 ■敷 □保 150,000円	・101号室は、別紙建 物間取図記載の玄関、ス タジオ、事務室、廊下、 洗面、トイレ部分である。 ・賃料の外に 消費税月4,761円あり
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> その余の1階 A	<input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input checked="" type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	自 至	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	□月 □年 円 □敷 □保 円	・その余の1階部分は、 別紙建物間取図記載の倉 庫、物入・駐輪場等
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 201号室 A (空き室)	<input type="checkbox"/> 居 <input checked="" type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	自 至	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	□月 □年 円 □敷 □保 円	
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 202号室 B	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	平25.2.15 自 令7.2.15 至 令8.2.14	<input type="checkbox"/> 所 <input checked="" type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	■月 □年 55,000円 ■敷 □保 0円	
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 301号室 C	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	平23.9.18 自 令6.9.18 至 期限の定め なし	<input type="checkbox"/> 所 <input checked="" type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input checked="" type="checkbox"/> 法	■月 □年 32,000円 ■敷 □保 64,000円	
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 302号室 株式会社エーシー エヌ	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	令4.6.18 自 令6.6.18 至 令8.6.17	<input type="checkbox"/> 所 <input checked="" type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	■月 □年 35,000円 ■敷 □保 35,000円	・占有会社の従業員が居 住している。 ・賃料の外に 定額水道料月2,000円 あり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用(多占))

占有者及び占有権原								
物件 番号	占有範囲 占有者	占有 状況	関係人の陳述/提示文書の要旨、執行官の意見等					
			占有開始 現在の契約	占有 権原	貸主	更新 種別	賃料 敷金等	特約等 その他の陳述等 執行官の意見
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 303号室 A(空き室)	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	自 至	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 401号室 D	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	令5.2.8 自 令7.2.8 至 令9.2.7	<input type="checkbox"/> 所 <input checked="" type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 28,000円 <input checked="" type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 56,000円	・賃料の外に 定額水道料月2,000円 あり
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 402号室 株式会社エーシー エヌ	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	令4.5.22 自 令6.5.22 至 令8.5.21	<input type="checkbox"/> 所 <input checked="" type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 40,000円 <input checked="" type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 40,000円	・占有会社の従業員が居 住している。 ・賃料の外に 定額水道料月2,000円 あり
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 403号室 A(空き室)	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	自 至	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 501号室 A(空き室)	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	自 至	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 502号室 E	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	令7.3.26 自 令7.3.26 至 令9.3.25	<input type="checkbox"/> 所 <input checked="" type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 41,000円 <input checked="" type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 82,000円	・賃料の外に 定額水道料月2,200円 あり
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 503号室 株式会社エーシー エヌ	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	令2.12.28 自 令6.12.28 至 令8.12.27	<input type="checkbox"/> 所 <input checked="" type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 40,000円 <input checked="" type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 40,000円	・占有会社の従業員が居 住している。 ・賃料の外に 定額水道料月2,000円 あり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用(多占))

占有者及び占有権原								
物件 番号	占有範囲	占有 状況	関係人の陳述/提示文書の要旨、執行官の意見等					
	占有者		占有開始 現在の契約	占有 権原	貸主	更新 種別	賃料 敷金等	特約等 その他の陳述等 執行官の意見
2	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 601号室 <hr/> A(空き室)	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	自至	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 <hr/> <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	

※ チェック項目の内容は次のとおり

占有状況 居：居宅 事：事務所 店：店舗 倉：倉庫 他：その他の状況
 占有権原 所：所有権 賃：賃借権 使：使用借権 転：転借権 他：その他の権利
 貸主 所：所有者 務：債務者 借：賃借人 他：その他の者
 更新種別 合：合意更新 自：自動更新 法：法定更新
 賃料 月：毎月 年：毎年
 敷金等 敷：敷金 保：保証金

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 本件建物は、賃貸用のアパートです。 私は、F弁護士に依頼して、破産手続中で、本件建物の鍵は、私の破産管財人であるG弁護士が管理しています。
■ B (本件建物101号室 及び202号室占有 者)	1 私は、本件建物の1階101号室となっている「ファミリー」という屋号のスタジオと2階の202号室を賃借しています。101号室のスタジオについては、現在、改装を予定しており、休業中です。本件建物1階の駐車場について、当方が1台分を使用することができることになっています。
■ 株式会社エーシーエヌ担当者 (本件建物302号室、 402号室及び503 号室占有者会社)	1 本件建物302号室、402号室及び503号室には、当社の従業員がそれぞれ1名ずつ居住しており、当社の社宅として使用しています。
■ G (所有者Aの破産管財 人弁護士)	1 本件建物401号室については、Dから、賃料が振り込まれています。

(執行官の意見用)

執行官の意見	
■	<p>1 本件土地及び本件建物の状況は、別紙建物図面、建物間取図（見取図）及び添付写真等のおおりにあり、本件建物内の状況及び各室占有者等の陳述並びに関係人から提出された「建物賃貸借契約書」の写し等から、同建物には前記「占有者及び占有権原」欄記載のおおりの占有が認められた。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

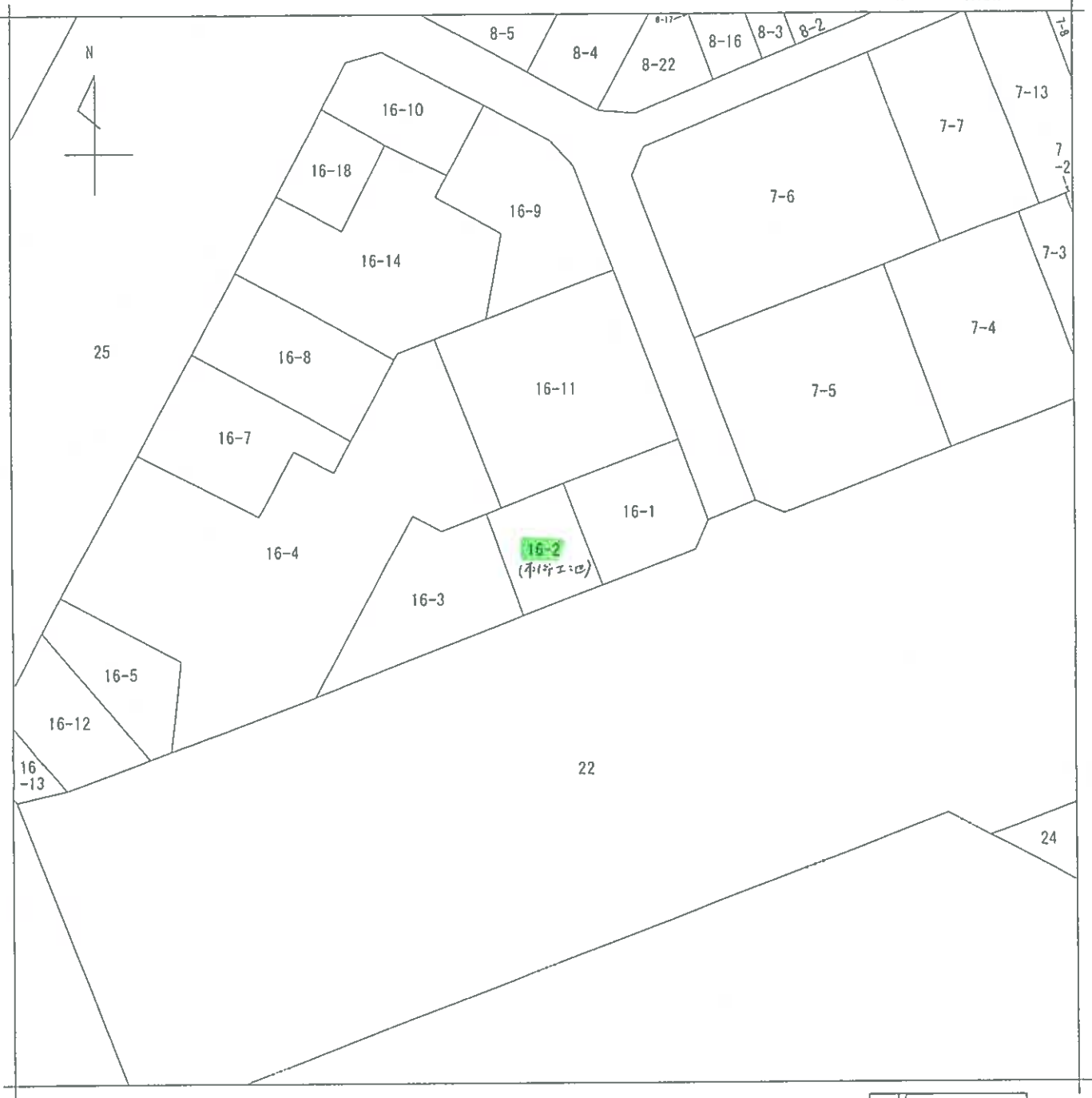
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のおおりに

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年 8月 4日() 9:10-9:20	広島法務局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
7年 8月 5日() 10:40-10:42	広島市西部市税事務所 (広島市西区役所)	建物課税関係調査(返送用切手110円同封)
7年 8月 5日() 10:55-11:30	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
7年 9月 3日()	当庁	Aに通知書兼照会書送付
7年 9月19日() 9:50-9:52	当庁	F弁護士に架電。占有関係等調査
7年 9月30日() 13:45-13:50	広島市南区宇品西五丁目 (物件3の建物)	Aと面談。占有関係調査
7年12月 8日() 9:50-9:52	当庁	Aに架電。占有関係等調査
7年12月 8日() 11:05-11:10	広島法務局	登記事項証明書交付申請
7年12月 8日() 11:45-11:47	当庁	G弁護士に架電。占有関係等調査
7年12月 8日() 12:10-12:30	物件所在地	本件建物(101号室、202号室、301号室、 401号室、502号室)占有者に通知書兼照会 書投函(返送用切手各110円同封)。占有関係 調査、写真撮影
7年12月 8日()	当庁	本件建物(302号室、402号室、503号室) 占有者に通知書兼照会書送付(返送用切手110 円同封)
7年12月10日() 16:45-16:50	当庁	本件建物(101号室、202号室)占有者に架 電。占有関係等調査
7年12月19日() 14:00-14:40	物件所在地	本件建物(101号室及び202号室)占有者と 面談。占有関係・間取等調査、写真撮影(評価人 同行)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年12月19日() 16:55-16:58	当庁	G弁護士と面談。占有関係調査等
7年12月23日() 10:00-11:50	物件所在地	本件建物(301号室、502号室、302号室、402号室、503号室)占有者等と面談。201号室、303号室、403号室、501号室、601号室を含め占有関係・間取等調査、写真撮影(評価人同行)
8年 1月 6日() 17:25-17:30	物件所在地	本件建物(401号室)占有者に通知書投函。占有関係調査、写真撮影
8年 1月15日() 10:45-10:50	物件所在地	本件建物(401号室)占有者に通知書兼照会書(返送用切手110円同封)投函。占有関係調査、写真撮影
8年 1月26日() 13:30-13:45	物件所在地	本件建物(401号室)の占有関係・間取等調査、写真撮影(評価人同行)
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 8年 1月26日 目的物件は不在で施錠されていたので、解錠技術者を同行し、立会人を立ち合わせて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



請求部	所在	広島市西区南観音町			地番	16番2		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系又は 座番又は 記号	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和44年9月10日			備付年月日 (原図)			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年8月4日
広島法務局

登記官

請求番号：7-3
(1/1)

(9 枚目)

公用

縮小 (A3→A4)

建築物図面

作製年月日	作製者
昭和五拾年五月拾五日	土屋隆雄様

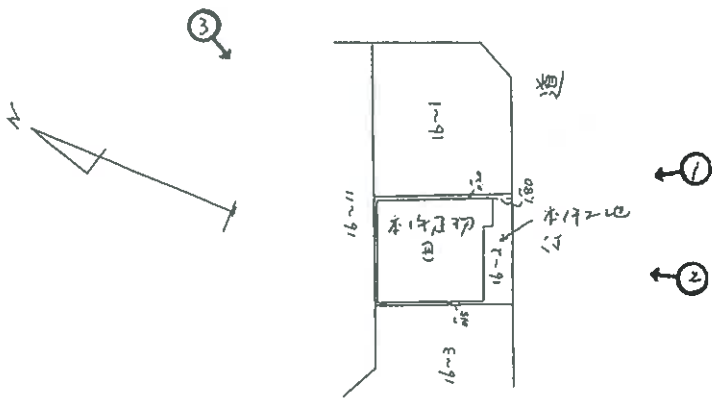
申請人

681305

16-2

建築物図面

家屋番号	16-2~2
建物の所在	広島市南観音町16番地の2



写真撮影位置・方向
数字は写真番号

(広島県土地家屋調査士会用品)

縮尺	1 / 500
----	---------

登記年月日：昭和52年6月2日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年8月4日 広島法務局

登記官

公用

(10 枚目)

(1/3)

請求番号：7-4

登記年月日：昭和52年6月2日

681306

16番 2~2

広島市南観音町 16番地 42

各階平面図 1

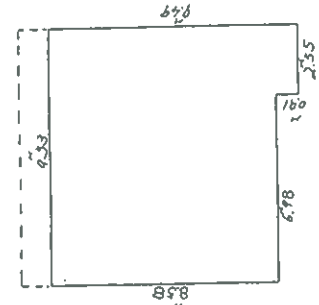
052 6.2

1/2

作製年月日	昭和五十二年五月廿九日
作製者	土屋隆雄 技士

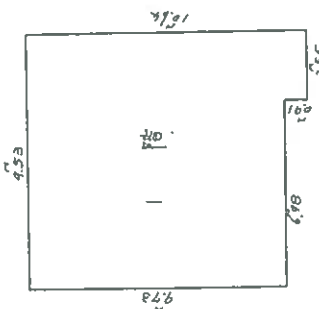
申請人

2階乃至5階各階平面



床面積

$$\begin{aligned}
 8.58 \times 9.53 &= 81.7674 \\
 0.91 \times 2.55 &= 2.3205 \\
 \hline
 &= 84.0879
 \end{aligned}$$



床面積

$$\begin{aligned}
 9.73 \times 9.53 &= 92.7269 \\
 0.91 \times 2.55 &= 2.3205 \\
 \hline
 &= 95.0474
 \end{aligned}$$

(広島県土地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1 / 200

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年8月4日 広島法務局

登記官

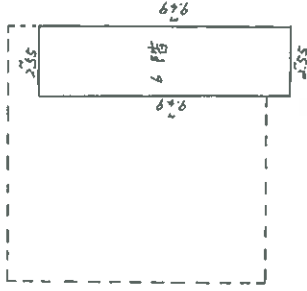
登記年月日：昭和52年6月2日

681307

各階平面図 2

家屋番号	16番2~2
建物の所在	広島市南観音町16番地の2

製作年月日	昭和五十二年五月廿五日
製作者	土岐原昭彦
申請人	



床面積

9.49 x 2.55 = 24.1995

縮小 (A3→A4)

(広島県土地家屋調査士会 用紙)

縮尺	1 / 200
----	---------

これは図面に記録されている内容を証明した書面である

令和7年8月4日 広島佐務局

登記官

公用

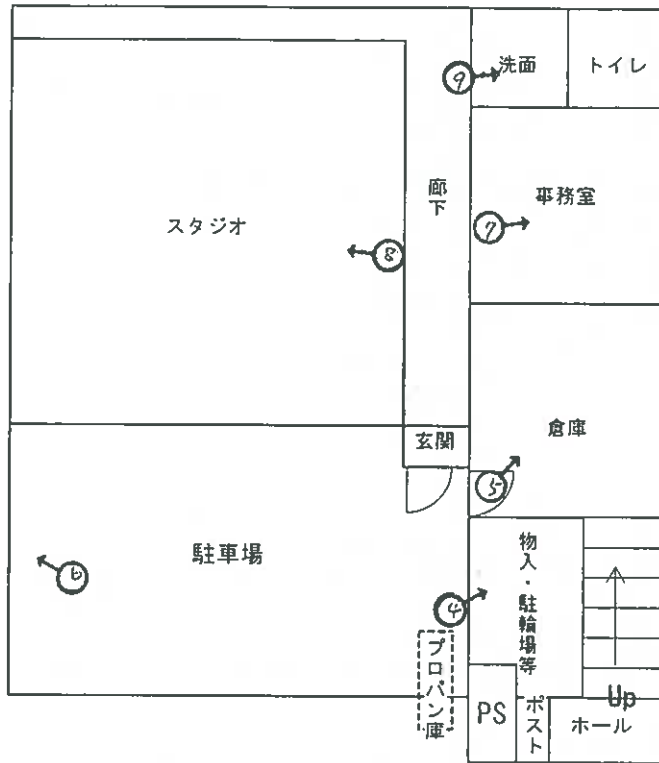
(2 枚目)

請求番号：7-4 (3/3)

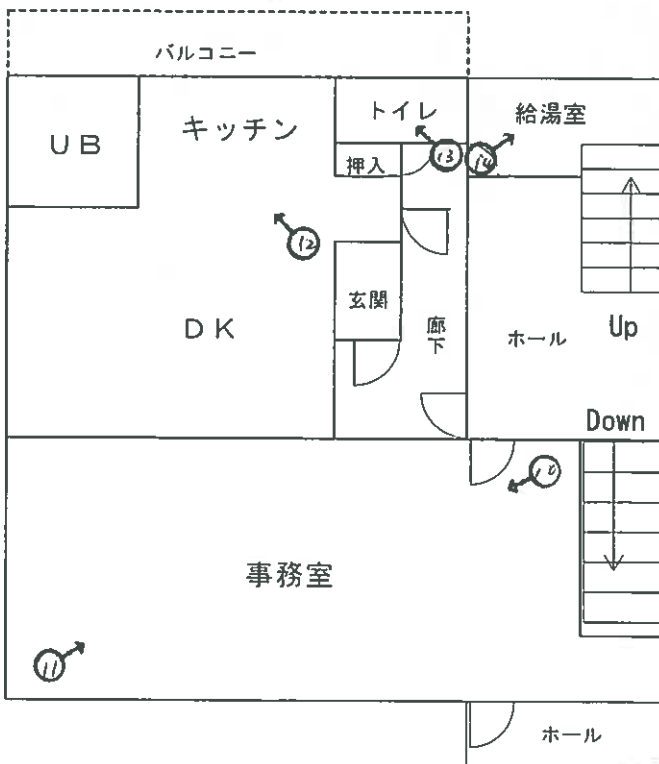
建物間取図（見取図）

令和7年（ケ）第94号

物件1・2



1階



↑ 写真撮影位置・方向
数字は写真番号

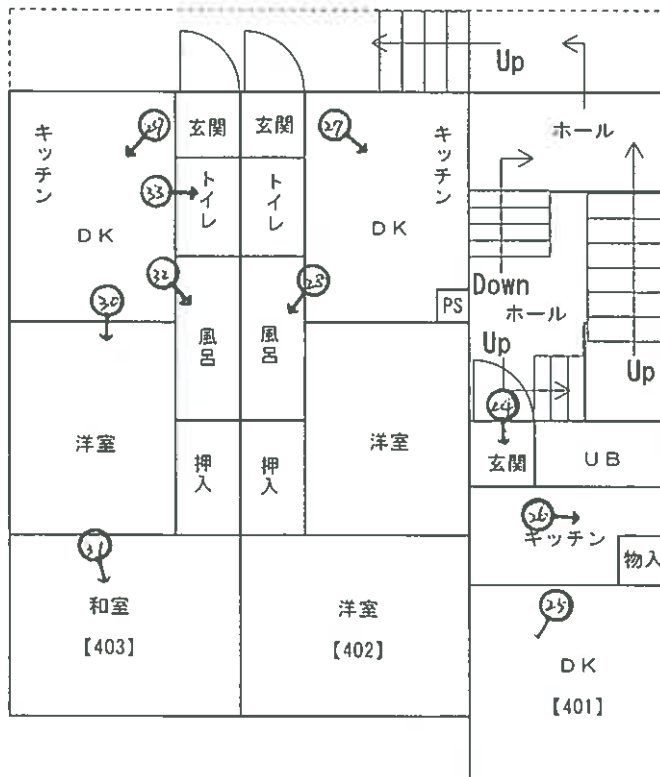
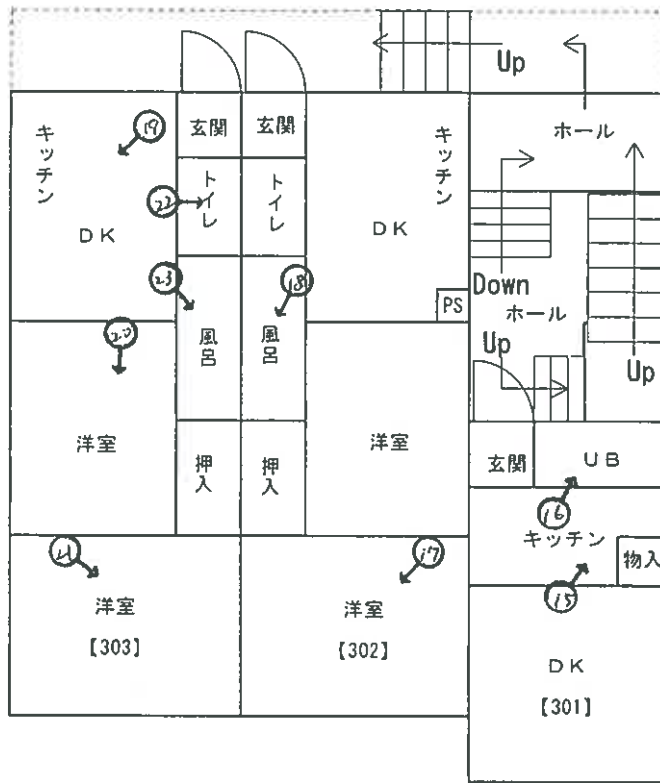
2階



建物間取図（見取図）

令和7年（ケ）第94号

物件1・2



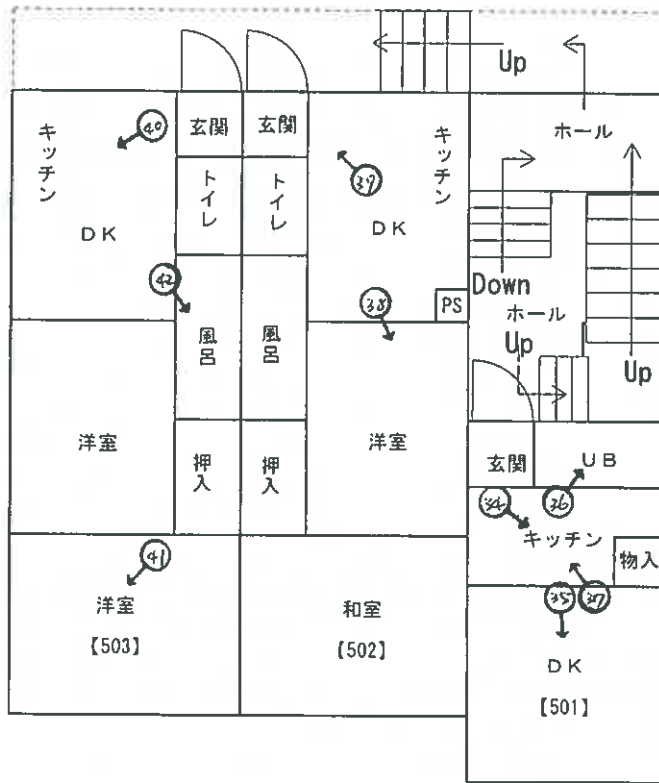
写真撮影位置・方向
数字は写真番号



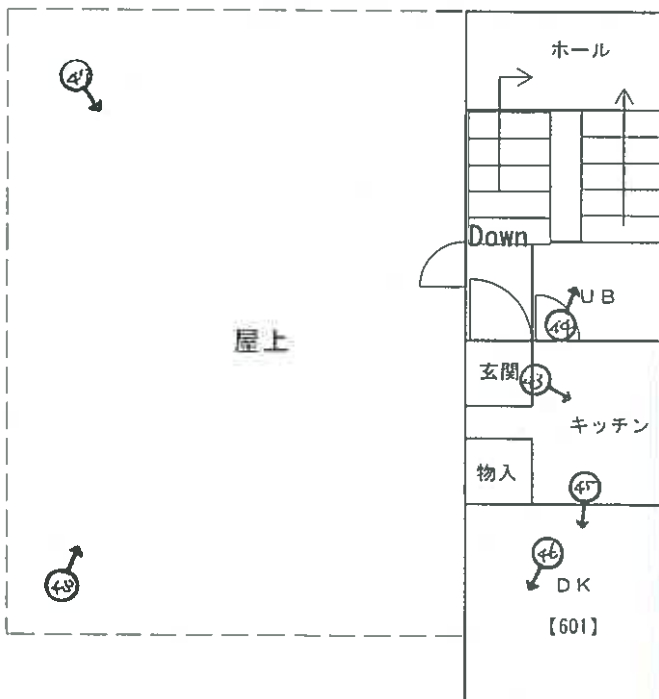
建物間取図（見取図）

令和7年（ケ）第94号

物件1・2



5階



写真撮影位置・方向
数字は写真番号

6階



写真1

本件建物



写真2

本件建物



写真3

本件建物



写真4 (本件建物 1階)



写真5 (本件建物 1階)



写真6 (本件建物 1階)



写真7 (本件建物 1階101号室)



写真8 (本件建物 1階101号室)



写真9 (本件建物 1階101号室)



写真10 (本件建物 2階201号室)



写真11 (本件建物 2階201号室)



写真12 (本件建物 2階202号室)



写真13 (本件建物 2階)



写真14 (本件建物 2階)



写真15 (本件建物 3階301号室)



写真16 (本件建物 3階301号室)



写真17 (本件建物 3階302号室)



写真18 (本件建物 3階302号室)



写真19 (本件建物 3階303号室)



写真20 (本件建物 3階303号室)



写真21 (本件建物 3階303号室)



写真22 (本件建物 3階303号室)



写真23 (本件建物 3階303号室)



写真24 (本件建物 4階401号室)



(23枚目)

写真25 (本件建物 4階401号室)



写真26 (本件建物 4階401号室)



写真27 (本件建物 4階402号室)



写真28 (本件建物 4階402号室)



写真29 (本件建物 4階403号室)



写真30 (本件建物 4階403号室)



(25枚目)

写真31 (本件建物 4階403号室)



写真32 (本件建物 4階403号室)



写真33 (本件建物 4階403号室)



(26枚目)

写真34 (本件建物 5階501号室)



写真35 (本件建物 5階501号室)



写真36 (本件建物 5階501号室)



(27枚目)

写真37 (本件建物 5階501号室)



写真38 (本件建物 5階502号室)



写真39 (本件建物 5階502号室)



(2P 枚目)

写真40 (本件建物 5階503号室)



写真41 (本件建物 5階503号室)



写真42 (本件建物 5階503号室)



写真43 (本件建物 6階601号室)



写真44 (本件建物 6階601号室)



写真45 (本件建物 6階601号室)



(30枚目)

写真46 (本件建物 6階601号室)



写真47 (本件建物 屋上)



写真48 (本件建物 屋上)



令和 7 年(ケ) 第 94 号
令和 7 年 12 月 23 日 現地調査
令和 8 年 1 月 26 日 現地調査
令和 8 年 2 月 10 日 評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

【 物 件 1 ・ 2 】

評価人 不動産鑑定士

丸本 創史

印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 33,600,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 11,726,000円
物件2(建物)	金 21,874,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	広島市西区南観音町 16番2 宅地 127.50m ²	同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	広島市西区南観音町16番地2 16番2の2 共同住宅・事務所・車庫 鉄骨造陸屋根6階建 1階 95.04m ² 2階 84.08m ² 3階 84.08m ² 4階 84.08m ² 5階 84.08m ² 6階 24.19m ² <hr/> 延べ 455.55m ²	同左
番号	特記事項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R山陽本線「西広島」駅の南東方・直線距離約1.2 k m 最寄バス停「旭橋入口」の至近 (別添「位置図」参照)	
付近の状況	中小規模ビルや店舗等が建ち並ぶ路線商業地域。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 近隣商業地域 80% 400% 防火地域 宅地造成等工事規制区域、駐輪場附置義務対象区域 都市機能誘導区域（一般地域型）、 景観計画重点地区（一般区域）、居住誘導区域
画地条件	規模 127.50 m ²	間口 約 10 m 奥行 約 13 m 形状 長方形 接面状況 中間画地 その他 地勢は概ね平坦
接面道路の状況	南東側 約 40 m 舗装 国道 高低差 ほぼ等高 ※国道2号 西区建築課において、上記国道は建築基準法上の道路（第42条1項1号）となっているとの説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。	
土地の利用状況等	現状は物件1地上に物件2の建物が存している。 隣地は事務所ビル・自動車販売店舗等。 目的外建物 なし。	
供給処理施設	上水道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 なし（特記事項参照） ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特記事項	本物件ではプロパンガスを利用。1階エントランス西側に「プロパン庫」が所在している。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：昭和 52 年 5 月 28 日 新築 経 過 年 数：約 49 年 経済的残存耐用年数：約 6 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： モルタルリシン吹付等 内 壁： ボード貼り、クロス貼り等 天 井： ボード貼り、クロス貼り等 床： フローリング・畳・シート貼り等 設 備： 電気、給排水、LPガス 等 その他： -
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：共同住宅・事務所・車庫 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	やや劣る
保守管理の状態	普通（外壁のチョーキング・錆汚れ等があるほか、共用廊下に残置物（ガスコンロ・布団など）が所在。居住中の住居については一部リフォーム工事がされている以外は概ね入居時の状態のままである。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・西区役所建築課には対象建物の確認通知書（S51. 12. 15交付）に関する記録が存在した。検査済証の交付については確認できなかった。 ・築年次、仕様などから見てアスベスト含有成形板等の使用リスクが全くないとは言えない。アスベスト使用の有無の判断については、専門機関などの調査を要する。 ・東側隣接建物との間で排気口や配管などが越境しているようにも見受けられるが、詳細については調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

(1) 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の更地価格及び建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	更地価格(円) 建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
	1	266,000	1.00	127.50	1.00	1

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、南東側が幅員40m舗装国道に略等高接面する間口約20m、奥行約20m、地積約400㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（広島西5-5）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
269,000	$\frac{105}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{106}$	266,000

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：（物件1）

標準的	1.00
相乗積	1.00

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
2	230,000	455.55	0.14	1	14,669,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
49 年	6 年	55 年

残価率	観察減価
10 %	30 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times \left(\frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\text{経済的全耐用年数}} \right) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.14$$

エ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 積算価格の査定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、下記のとおり積算価格を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	33,915,000	0.50 法定地上権	16,958,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 50 %と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	積算価格(円) ア+イ	構成比
1	33,915,000	- 16,958,000	16,957,000	34.9%
2	14,669,000	+ 16,958,000	31,627,000	65.1%
一括価格 (合計)			48,584,000	

2 収益価格の試算

総収益を粗利回りで還元して、下記の通り収益価格を求めた。

総収益 (円) ア	家賃等 補正 イ	粗利回り ウ	その他 補正 エ	収益価格 (円) ア×イ÷ウ×エ
3,816,000	1.00	8%	1.00	47,700,000

ア 総収益：

月額支払賃料 a	月数 b	年間支払賃料 a×b
318,000円	12ヶ月	3,816,000円

※現行賃料を元に査定した。

イ 家賃等補正： 必要なし。

ウ 粗利回り： 建物利用用途等を考量のうえ査定した。

エ その他補正： 必要なし。

3 評価額の判定

以上により、積算価格と収益価格が次の通り試算された。

積算価格 (円)	48,584,000
収益価格 (円)	47,700,000

収益価格を参考に、積算価格を重視し、各物件の積算価格の構成比により、調整後の各評価額を算出し、競売市場を前提とした評価額を以下のとおり求めた。

番号	調整後の合計価格 (円) ア	構成比 イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	48,000,000	34.9%	1.00	1.00	0.70	11,726,000
2		65.1%	1.00	1.00	0.70	21,874,000
一括価格 (合計)						33,600,000

ウ 占有減価修正： 必要なし。

エ 市場性修正： 必要なし。

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量した。

第6 参考価格資料

1. 地価公示価格（広島西5-5）

所 在 : 広島市西区観音本町1丁目15番10外 「観音本町1-15-15」
価 格 : 269,000円/㎡
位 置 : JR山陽本線「広島」駅 西方 道路距離 約 4.3km に位置する。
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 451㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接 面 街 路 : 北側 40m 国道
用途指定等 : 市街化区域 近隣商業地域（建蔽率 80%、容積率 400%）防火地域
地域の概要 : 中高層ビル、店舗等が建ち並ぶ路線商業地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 20,655,000 円（1㎡当たり 162,000 円）、課税床面積 127.50 ㎡

物件2 7,377,629 円（1㎡当たり 16,195 円）、課税地積 455.55 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（国土地理院「地理院タイル」縮尺 1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 4 建物間取図（見取図）

以 上

評価物件位置図

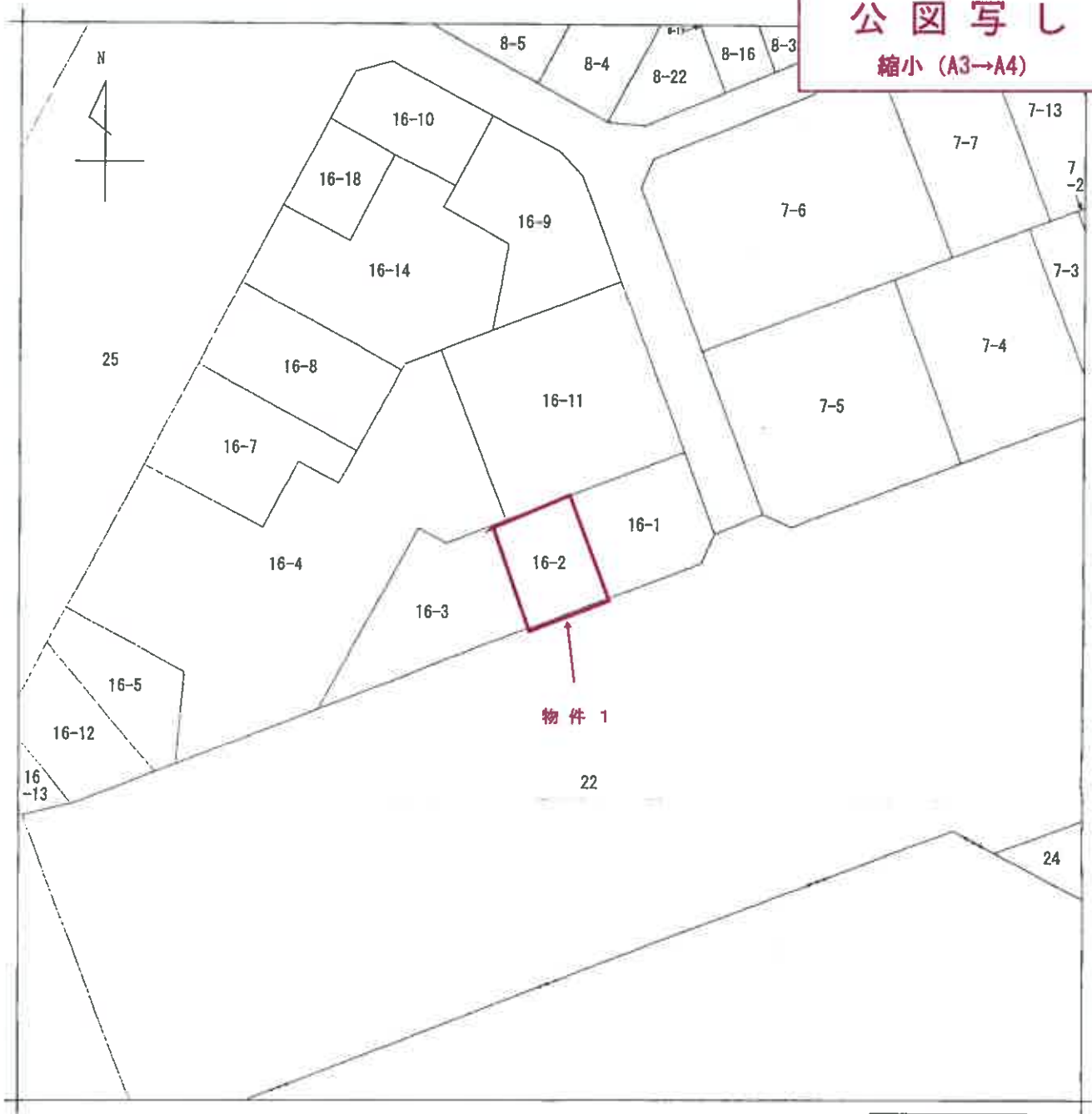


評価物件

最寄バス停

地価公示・標準地

公図写し
縮小 (A3→A4)



請求部分	所在	広島市西区南観音町		地番	16番2			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図(法第14条第1項)	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和44年9月10日			備付年月日(原図)		補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和7年7月2日
広島法務局

地図整理番号: M04970

登記官



建物図面

縮小 (A3→A4)

408183

52.6.2

建物図面

681305

16巻2~2

広島市南観音町16番地の2

家屋番号

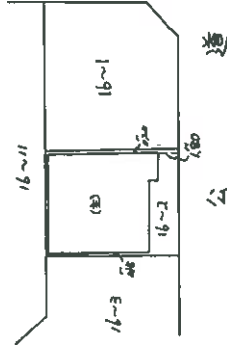
建物の所在

作製年月日

昭和52年5月26日

作製者

申請人



(広島県土地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1 / 500

登記年月日：昭和52年6月2日

681306

16番 2 ~ 2

広島市南観音町 16番地 42

各階平面図 1

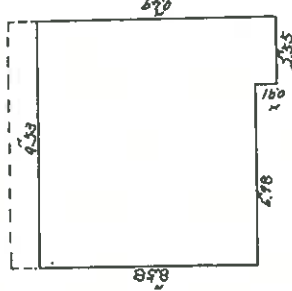
681306

1/2
A5L 6.2

作製年月日	作製者
昭和五十二年 五月 参拾九日	

申請人

2階 1/2 階各階平面図



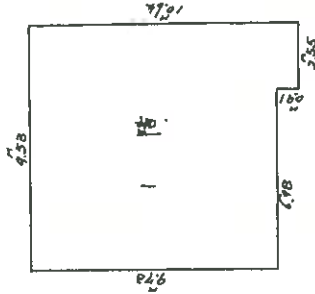
床面積

$$8.58 \times 9.53 = 81.7674$$

$$0.91 \times 2.55 = 2.3205$$

$$\rightarrow 84.0879$$

1 階



床面積

$$9.73 \times 9.53 = 92.7269$$

$$0.91 \times 2.55 = 2.3205$$

$$\rightarrow 95.0474$$

(広島県土地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1 / 200

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年7月2日 広島法務局

登記官

各階平面図

縮小 (A3→A4)

登記年月日：昭和52年6月2日

681307

家屋番号	16番2~2
建物の所在	広島市南観音町16番地の2

各階平面図 2

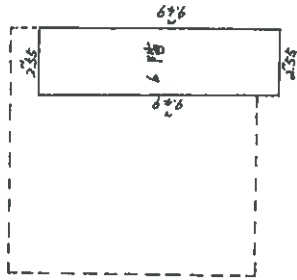
広島市南観音町

52.6.2

作製年月日
昭和五十二年五月廿三日

作製者
[Redacted]

申請人
[Redacted]



床面積

$9.49 \times 2.55 = 24.1995$

各階平面図

縮小 (A3→A4)

(広島県土地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1 / 200

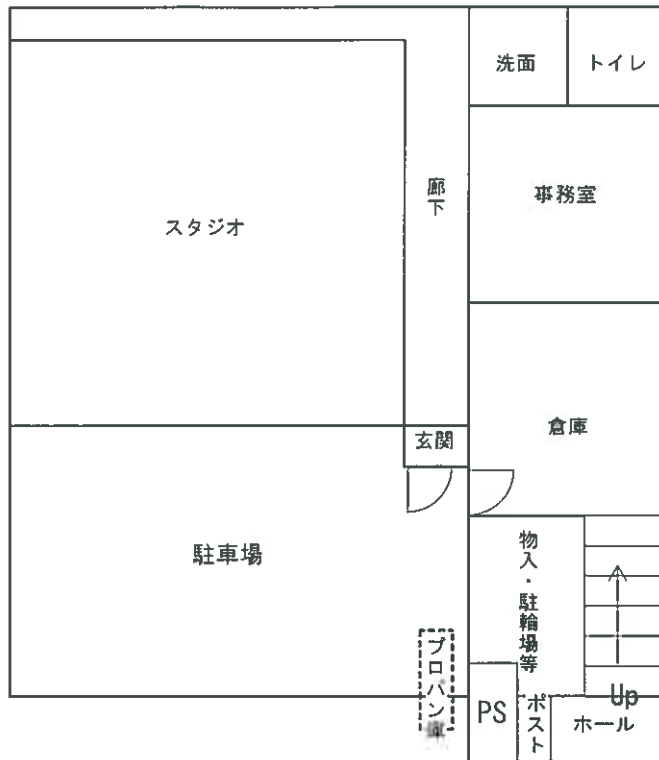
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年7月2日 広島法務局

登記官

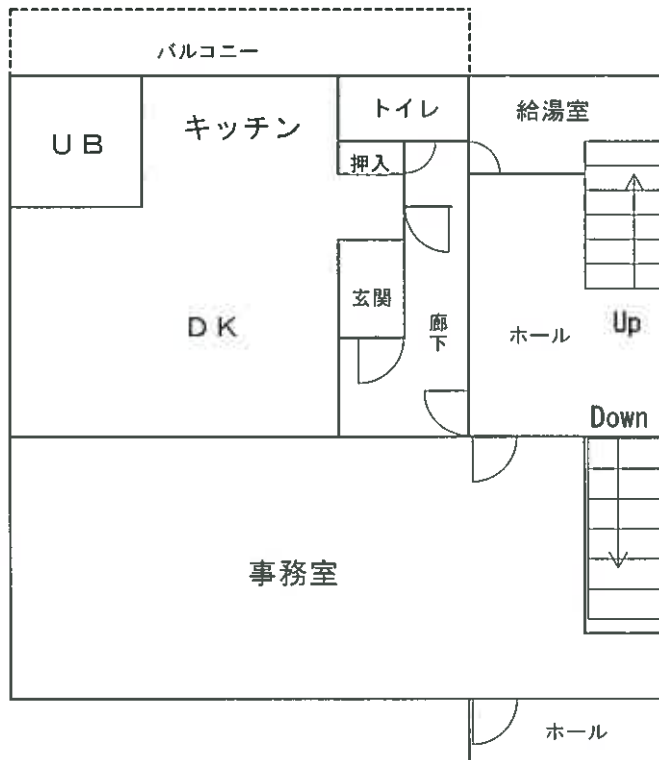
建物間取図（見取図）

令和7年（ケ）第94号

物件1 □ 2



1階



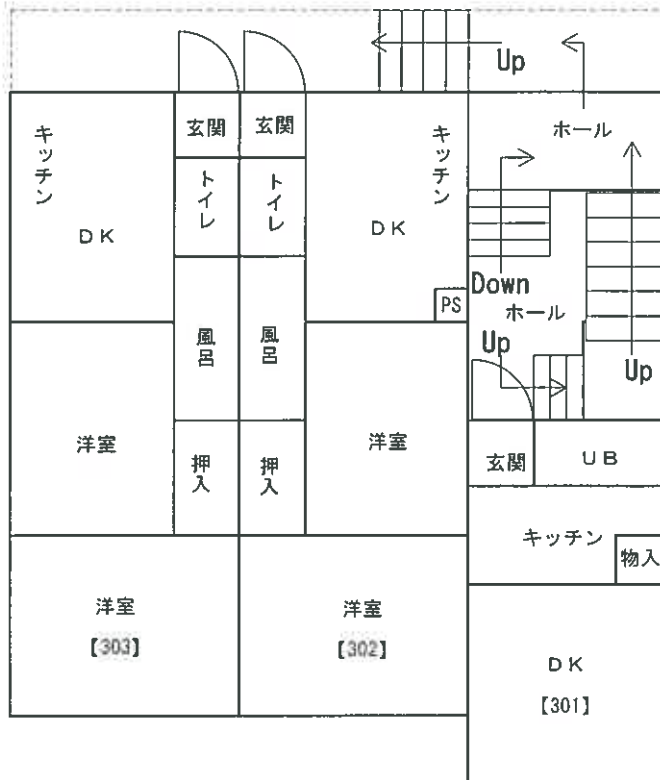
2階



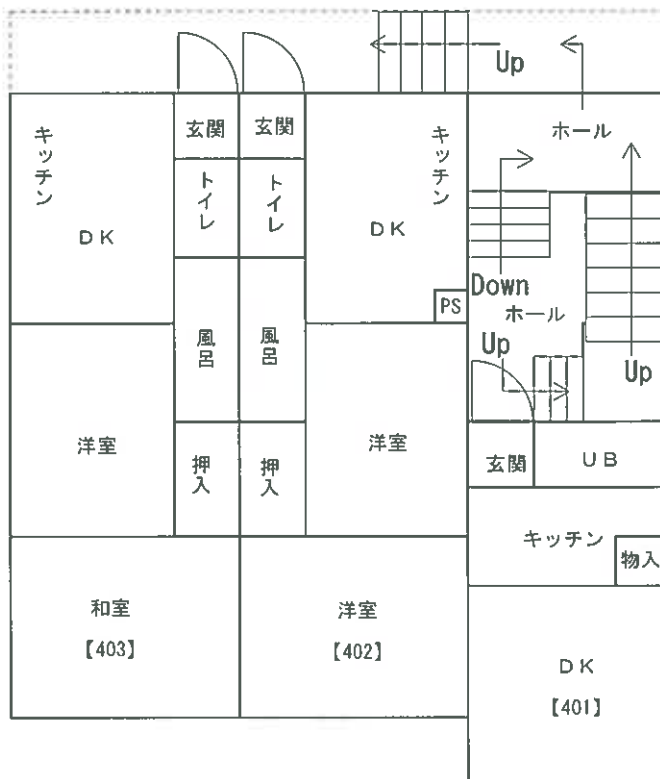
建物間取図（見取図）

令和7年（ケ）第94号

物件1・2



3階



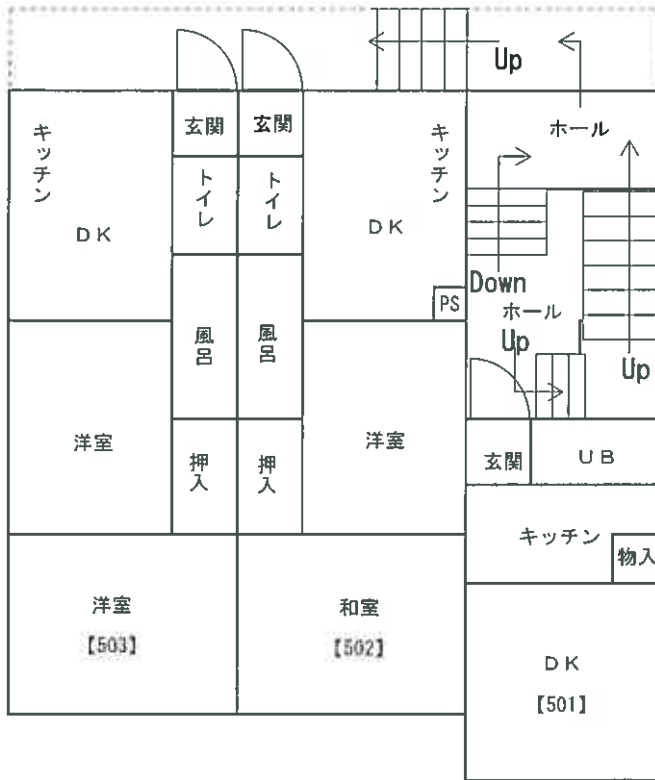
4階



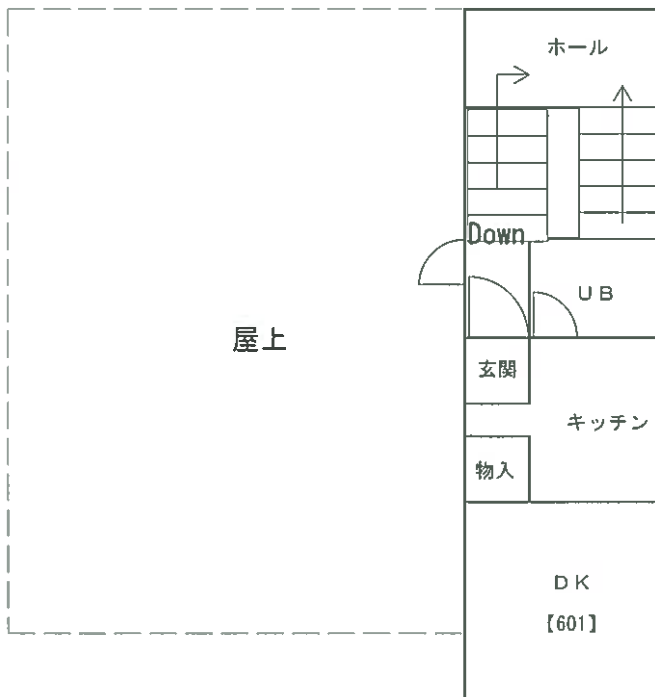
建物間取図（見取図）

令和7年（ケ）第94号

物件1 □ 2



5階



6階

